

町内の商工業企業等を応援します

比布町商工業振興事業補助金

比布町内における商工業の振興と活性化を図るため、企業等の創業や成長発展及び持続的発展のために投資しようとする企業等に対して、比布町商工業事業補助金を交付します。

対象となる企業等

- 町内を拠点とする個人事業主又は町内に事務所又は事業所があること
- 比布商工会会員であること（新たに創業する場合は商工会会員になることが見込まれること。）
- 町税等を完納していること …などが要件となります。

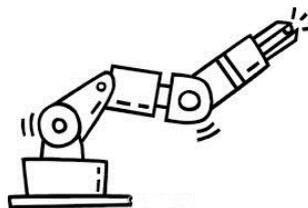
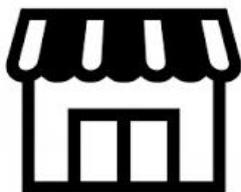
事業の区分・補助率・限度額

事業の区分	補助率	補助金の 下 限 額	補助金の 上 限 額
創業型…事業費100万円以上 ○創業に必要な経費	1/2以内	50万円	300万円
成長発展型…事業費20万円以上 ○新商品の開発に関する経費 ○事業の拡大に関する経費 ○新たな分野への進出に関する経費 など	1/2以内	10万円	300万円
持続的発展型…事業費30万円以上 ○事業の維持に関する経費 など	1/3以内	10万円	200万円

補助対象経費

※詳細は裏面参照

- 建物の建設又は増改築に関する経費（住居と区分されているものに限りませ。）
…店舗や事務所などの建設費、増築費、改築費
- 空き家の解体に関する経費
…店舗や事務所などの建設のために必要な既存建物の解体費
- 備品の購入に関する経費（車両は除きます。）
…パソコンやコピー機、冷蔵庫、レジスター、製造用機械、加工用機械など
- 広告宣伝に関する経費（通信費は除きます。）
…ロゴマークのデザイン料、看板の設置費、ホームページ作成委託料など
- 人材確保に関する経費（人件費は除きます。）
…人材募集広告に関する経費、面接に要する経費、社員用住宅の確保に関する経費など



補助対象とならない場合もありますので、詳しくは下記までご相談ください
比布町役場商工観光課商工観光振興室商工労働係 電話 85-4806（商工観光課直通）

比布町商工業振興事業補助規則 第5条 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>(1) 創業型</p> <p>・ 創業に必要な経費</p>	<p>・ 事業に必要な土地の取得に関する経費</p> <p>※ただし、次のものは対象外とする</p> <p>・ 土地の取得について、所有者が同一世帯に属し生計を一にする者又は2親等以内の血族及び姻族（婚姻届が未届出の事実上婚姻関係と同様の事情がある者とその他婚姻の予定者を含む）である場合</p> <p>・ 振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等、公租公課（消費税、地方消費税）</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>下限 50 万円、 上限 300 万円</p>
<p>(2) 成長発展型</p> <p>・ 新商品の開発に関する経費</p> <p>・ 事業の拡大に関する経費</p> <p>・ 新たな分野への進出に関する経費</p>	<p>・ 事業に必要な建物、設備の建設費、取得費及び改修費に関する経費（住居と区分されているものに限る）</p> <p>・ 事業に必要な空き家の解体に関する経費</p> <p>・ 事業に必要な備品の購入に関する経費（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める償却資産に限る。ただし車両は除く）</p> <p>・ 商品や企業等の広告宣伝に関する経費（通信費を除く）</p> <p>・ 企業等の人材確保に関する経費（人件費を除く）</p> <p>・ その他町長が必要と認める経費</p> <p>※ただし、次のものは対象外とする</p> <p>・ 建物の取得及び空き家の解体について、所有者が同一世帯に属し生計を一にする者又は2親等以内の血族及び姻族（婚姻届が未届出の事実上婚姻関係と同様の事情がある者とその他婚姻の予定者を含む）である場合</p>		
<p>(3) 持続的発展型</p> <p>・ 事業の維持に関する経費</p>	<p>・ 振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等、公租公課（消費税、地方消費税）</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>下限 10 万円、 上限 200 万円</p>